

一人称主格をとる命令文に関する一考察

中崎 崇

1. はじめに

本稿の目的は、【1】【2】のような一人称主格をとる¹⁾命令文²⁾についての用例の記述にある。

【1】書きものの始末をと嘘をいって上がってきてしまったけれど、じつは女たちの前であまり取り乱している自分を見せたくなく、何よりひとりしばらく心を休めて、自分というものを取り戻したかったからだった。……落ち着け落ち着け。……落ち着けたら。……みっともないぞオイ、圓朝。……オイ、ほんとうにオイ、しっかりしないか。烈しく心にこういい聞かせた。 『小説 圓朝』正岡容

【2】これまでに、谷博士は、このような実験に、たびたび失敗している。(中略) これまでの実験はことごとく失敗に終わったのだ。「この種の実験は、気ながに待たなくてはならない。急ぐな。あせるな」博士は、自分自身に、そういって聞かせるのであった。

『超人間X号』海野十三
このような命令文については、命令の一人称制限(原則として命令文は主格に二人称名詞しかとりえない)といった性質からあまり記述されてこなかった用例である。実際には、【1】【2】などの文学作品の会話文の中だけでなく、【3】のような

日記文学や【4】のようなインターネット上の日記など幅広く用いられる用法である。

【3】十一月一日 曇。

一雨ほしいな。月が改まつた、今年も後二ヶ月だけだ、しつかりせよ。身心整理が出来るまでは、どうでもかうでも酒をつつしまなければならぬ。『其中日記(九)』種田山頭火

【4】あ、俺あの当時庵野さんに「ナデシコどうですか？」って聞いたことあるの今思い出した！今！そして庵野さんどう答えたか覚えてねぇ！！なんか否定的なこと言ってたことはばんやりと思ひ出せるんだけど……思ひ出せ！ 思ひ出せ俺！

<http://tweetlog.jp/KEUMAYA/status/25116896526>『tweetlog.jp』

本稿では、このような一人称主格をとる命令文について、従来の命令文の記述の枠組みを利用しつつ、その機能や表現効果について記述を行う³⁾。具体的には、どのような場合において命令形式の文が一人称主格をとり、また命令形式の文が一人称主格をとった場合、どのような機能や表現効果を生み、また二人称主格をとる命令文とどのような異なりがあるのかといった点を中心に考察を行う。

扱う用例は、出版された作品だけでなく、インターネット上の文章や作例など

も用いる。

2. 命令文成立の条件

具体的な記述を行う前に、命令文の記述において重要である命令形式（動詞命令形など）が命令文として機能するための諸条件を確認しておく。この条件についてはこれまで多くの議論がなされてきたが、ここでは、記述文法の立場から考察がなされた仁田(1991)と安達(2002)をとりあげることとする。

仁田(1991)では、[I]話し手が働きかけの文を発する際の話し手の条件、[II]話し手が働きかけの文を発する際の聞き手側の条件、[III]実現される事態の側の条件の3つに分けて、命令文成立の条件について考察している。3つの条件はさらに以下のように細かい条件に分類される。

[I, a] 話し手は相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある。

[I, b, 1] 話し手は、相手たる聞き手がある働きを実現することを、望んでいる。

[I, b, 2] 話し手にとって、相手が実現する事態は、都合のよい・望ましい・好ましいものである。

[II, a] 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。

[II, b] 聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる。

[III] 命令されている事態は、未だ実現されていない事態である。

仁田(1991:pp.239-240)

仁田(1991)はこれらの条件を欠くことで、典型的な命令文からずれていったり、不適切なものとなっていったりすると述べている。

安達(2002)でも、仁田と同じく話し手、聞き手、行為の内容、の3つの性質から命令文の成立に関わる条件を考察している。3つの性質はさらに以下のように細かい条件に分類され、これらの性質を命令の成立条件としている。

話し手に関する性質

- a. 話し手は聞き手より上位者である。
- b. 話し手は聞き手がその行為を実行することを望んでいる。

聞き手に関する性質

- a. 行為の実行者としての聞き手が存在する。
- b. 聞き手は話し手からの働きかけがなければ、その行為を実行しない。

行為の内容に関わる性質

- a. その行為は、聞き手にとって意志的である。
- b. その行為は、働きかけがあった時点でまだ実現されていない。

安達(2002:pp.47)

仁田同様、安達も上記の条件のいずれかを欠くと命令の機能が成り立たなくなり、ある場合においては特別のニュアンスを帯びると述べている。

このように命令形式が命令文として機能するにはいくつかの条件が関与しており、またその条件の適否は、命令文の意味や表現効果とも関連している。

3. 本稿に関わる命令文成立の条件

2.で概観した命令文成立の条件の中には、本稿が扱う一人称主格をとる命令文とは関わりがないものがある。それは聞き手に関する条件や性質である。一人称主格をとる命令文は、たとえ行為の主体者が「話し手が演じる聞き手」であっても、結局のところ行為主体は一人称であり、行為の成立に関して聞き手(二人称)は関与しない。そのため仁田の[I, a][II, a]の条件、安達の話し手に関する性質aや聞き手に関する性質a, bは問題とならない(問題とならないということは、別の言い方をすれば、こういった条件を欠くということであり、この時点で一人称主格をとる命令文は典型的な命令文ではなくなり、命令とは異なる意味やニュアンスを帯びると考えられるということである)⁴⁾。

この他の条件は、一人称主格をとる命令文を考察するにあたって必要であると考えられる。ただし、仁田の[I, b, 1][I, b, 2][II, b]、安達の話し手に関する性質b、行為の内容に関わる性質aなどは、行為主体者が話し手(一人称・聞き手を演じる話し手)であるため、聞き手ではなく話し手に関する性質としなければならないだろう。具体的には[I, b, 1]は「話し手は話し手自身がある働きを実現することを、望んでいる」となり、[I, b, 2]は「話し手にとって、話し手自身が実現する事態は、都合のよい・望ましい・好ましいものである」となる。

[II, b]についても、他の聞き手に関する条件と同様話し手に関する条件となり、「話し手は、自分の意志でもって、

その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる」のようになる。

聞き手に関わらない仁田の[III]や安達の行為の内容に関わる性質bなど、事態実現の可能性に関わる条件は、話し手とは別人格の聞き手(二人称)であっても、行為主体者が話し手(一人称・聞き手を演じる話し手)であっても、命令文の成立やそれによって表される意味やニュアンスと関わってくると思われる。

一人称主格であろうと二人称主格であろうと、上記の条件を逸脱した場合、典型的な命令文からずれ特別な表現効果を帯びた発話となることが予想される。

4. 研究の方法

冒頭でも述べたように本稿では、これまでの議論を参考にしつつ、一人称主格をとる命令文について、その成立条件、機能や表現効果の考察を行う。

考察にあたって、命令形の意味・用法ごとに分けて分析する。命令形は、動詞の語彙的意味である自己制御性⁵⁾の異なりによって、以下の3つの用法に分けられる。

【5】そこへ、座れ(達成命令)

【6】まあ、落ち着け(過程命令)

【7】もっと困れ(非自己制御性・願望)

「達成命令」とは、「座れ」「歩け」「走れ」など動きの主体が動きの達成・成立までを自分の意志でもって制御できる「達成の自己制御性」の性質を有する動詞⁶⁾による【5】のような命令である(この場合、「座る」といった動きの達成・成立そのものを命じた命令となる)。「過程命令」とは、「落ち着け」「しっかりしろ」「思

い出せ」など動きの達成は自分の意識でもって制御できないが、動きの達成・成立に至る過程や動き達成への企てまでを自分の意志で制御できる「過程の自己制御性」の性質を有する動詞⁷⁾による【6】のような命令である(この場合、「落ち着く」といった心的な動きの達成・成立ではなく、「落ち着くようにする・努力する」といった動き達成への過程・企ての遂行を命じた命令となる)。「困れ」「慌てる」など、動きの発生、過程、達成を全く自分の意志で制御できない「非自己制御性」の性質を有する動詞は、動きを制御できないため命令になりえない。このような動詞による命令形の文は【7】のような願望を表す文となる。

本稿でも「達成命令」「過程命令」「非自己制御性」の3つのタイプに分けて考察を行う。

5. 考察

5.1 達成命令

ここでは一人称主格をとる命令文において、述語動詞が達成の自己制御性を有する動詞の場合について検討する。

【8】彩：「じゃあ、あたし、そろそろ行くね。」リスナー：「お、おお。じゃあ。またな。」心の中の俺が俺に叫ぶ。今だ！告白しろ！お前彩の事好きなんだろ。彼女もう行っちゃまうぞ。告白するのは今しかねーだろ。そして、俺は口を開いた。

<http://homepage2.nifty.com/raijokko-00/annho-spdf-u.html>『ラジオ番組 堀内健とビビる大木のオールナイトニッポン』

【9】なんかも一適当に描いた。世に言う

やけくそっていうやつです。こんなしてる暇あるなら勉強しろハゲってカンジですね。勉強しろ、俺。

http://ugomemo.hatenane.jp/12AE55C01E2C4397@DSi/movie/2C4397_0AA5C30D131CE_118
『うごメモはてな』

【10】午後、買物がてら、ちよつと街まで出たのがよくなかった、一杯が二杯になり、二杯が五杯になり、五杯が十杯になつて、何が何やらわからないほど泥酔してしまつた。やつぱり、ほろゑい人生でなくてどろゑい人生だつた、愚劣だ、悪だ。自分で自分のあさましさにあきれる。飲まずにはゐられない酒だけれど、飲めば酔ふ、酔へば踊る、それもよいけれど、しやべるな、うろつくな、すなほであれ、おとなしくしてをれ。

『其中日記(九)』種田山頭火

【8】の「告白する」⁸⁾【9】の「勉強する」【10】の「おとなしくしておる」は、動きの成立、達成までを自分の意志で制御できる「達成の自己制御性」を持った動詞である。例えば【8】であれば、「告白する」といった動きそのものの達成を話し手が制御することは可能である。このように「達成の自己制御性」を有する動詞の命令形は一人称主格をとり命令文となり、「達成命令」の文となることができる。

しかし、「達成の自己制御性」を持った動詞であれば、どのような場合でも一人称主格をとる「達成命令」の文となれるわけではない。

【11】? 歩け、おれ。

【12】? かばんをもて、おれ。

【11】【12】は不自然な文になってしまう。

これは単純に達成の自己制御性の動詞であれば一人称主格の達成命令の文となるわけではないことを示している。達成の自己制御性の動詞が一人称主格の達成命令となるためには条件があり、動詞で示される動きを達成することに何らかの困難を伴う事態でなければならない。例えば、【8】の「(愛を)告白する」といった動きの達成には、「座る」「歩く」といった動きと比べて、その達成には心理的な困難さを伴う。通常愛の告白には心の準備が必要であり、思いつきで達成できるものではない。【9】の「勉強する」【10】の「おとなしくしておく」も一見困難さを伴う事態のように思えないが、勉強せずについつい適当に絵を書いてしまう【9】の話し手や、昼間から泥酔してしまう【10】の話し手にとっては、当該の動きの達成は困難さを伴うものと考えられる⁹⁾。

実際に【11】【12】を、以下のように動きの達成に何らかの条件(副詞などを付加し動詞句などとする)を付加し、その達成が容易でないという文脈にした場合容認される。

【13】(このままではとても約束の時間までに間に合いそうにない状況で)

24時間歩け、おれ。

寝ないで走れ、おれ。

このようなことから、達成の自己制御性を有する動詞の場合、命令文の主格を一人称主格とするための【14】のような条件が存在するといえる¹⁰⁾。

【14】一人称主格の達成命令となるための条件

「動詞で示される動きの達成に(物理的・心理的)困難が伴わなければならない」¹¹⁾

これに対して、命令文の主格を二人称とするためには、上記のような条件は存在しない。【13】のような文脈がなくとも(動きの達成に困難が伴わなくても)「歩け」「走れ」といった命令文が許容される。こういった点が、一人称主格をとる命令文と二人称主格をとる命令文との相違点である。

では、一人称主格をとる達成命令の文には、どのような表現効果があるのだろうか。この種の発話は、動きの実現の達成を自らに働きかける意味のほか、「励まし」「叱咤」といったニュアンスを常に帯びる¹²⁾。これは、一人称主格をとる命令文の場合、常に聞き手は話し手が演ずる聞き手、つまり話し手自身であるため、常に話し手にとって当該事態の実現は望ましい事態である(仁田の命令文の条件【1, b, 2】を常に満たしている)ことと、当該事態の動きの達成に困難が伴っている(一人称主格の達成命令となるための条件を満たしている)ことに関係がある。

つまり、一人称主格をとる達成命令の文は、命令文によって表される事態が、行為者である話し手自身が常にその動きの達成を望みながら、常になかなか達成できない困難さを伴う事態であるため、自らへの「励まし」や「叱咤」といった表現効果が生まれると考えられる。

これとは対照的に二人称主格をとる命令文の場合、当該の事態が常に行為者である聞き手にとって望ましい事態であるとは限らず、また常に達成に困難さを伴う事態であるとは限らないため、【15】【16】のように上記のようなニュアンスを常に帯びることはない。

【15】(先生が生徒に)おとなしくしてい

ろ。

【16】ソノ將軍はみんな云つた。「全軍しづかに馬をおり、兜をぬいで地に座れ。(中略)」

『北守將軍と三人兄弟の医者』宮沢賢治

5.2 過程命令

ここでは一人称主格をとる命令文において、述語動詞が過程の自己制御性を有する動詞の場合について検討する。

【17】[スケートができないのにできるといってリンクに出てしまった純吉] (何ッ！ くそッ！ 俺も男だ。) — (死んだつて関ふものか、滅茶苦茶に飛び出してやろうか!) — (それで失敗るんだよ、落着け／＼!)
【中略】純吉は、それらの言葉でわれと自らを励ませながら、注意深く壁に添うて一步一步静かに、靴を上げては降ろした。

『明るく・暗く』牧野信一

【18】十一月一日 曇。
一雨ほしいな。月が改まつた、今年も後二ヶ月だけだ、しつかりせよ。身心整理が出来るまでは、どうでもかどうでも酒をつつしまなければならぬ。

【3】を再掲

【19】あ、俺あの当時庵野さんに「ナデシコどうですか？」って聞いたことあるの今思い出した！今！そして庵野さんどう答えたか覚えてねえ！！なんか否定的なこと言ってたことはほんやりと思ひ出せるんだけど……思い出せ！ 思い出せ俺！【4】を再掲

【17】の「落着く」【18】の「しつかりする」【19】の「思い出す」は、動きの達成、成立までは自分の意志で制御できない

が、動きの達成、成立に至る過程や動き達成への企てまでは自分の意志で制御できる「過程の自己制御性」を持った動詞である。例えば【17】であれば、「落着く」といった動きそのものの達成は制御できないが、「落着くようにする」「落着くように努める」ことは可能である。

このように「過程の自己制御性」を有する動詞の命令形は一人称主格をとり命令文となり、「過程命令」の文になることができる。

「達成命令」の文の場合は、命令文の主格を一人称主格とするためには、【14】の条件が満たされる必要があったが、「過程命令」の場合も同様の条件が考えられる。

【20】落着け、おれ。

【21】しつかりしろ、おれ

【20】【21】は不自然な文とはならないが、容認可能な文と解釈するためには、当該の事態の達成が困難さを伴うもの(例えば、なかなか落着けけない、しつかりできない状況での発話)であるといった読みが必要である¹³⁾。逆に言えば、当該の事態の達成が容易であるとの読みは難しく、また実際に事態達成が容易である場合に【20】【21】を発話することはないと考えられる¹⁴⁾。

このようなことから、過程の自己制御性を有する動詞の場合においても、命令文の主格を一人称主格とするための【14】の条件が存在すると考えられる。

また、一人称主格をとる過程命令の文においても、達成命令の場合と同様、常に話し手にとって当該事態の実現は望ましい事態であり、当該事態の動きの達成に困難さが伴っている(例えば【17】であ

れば、スケートができないのに人前で滑らなければならない緊張状態にあって「落ち着く」ように努めなければならない)ため、「励まし」「叱咤」といったニュアンスを帯び¹⁵⁾、そのような表現効果が生まれる。そのような効果を意図していることは、実際【17】の本文の波線部「自らを励ませながら」といった筆者の記述からもうかがえる。

【14】の条件以外の、一人称主格の文と二人称主格をとる過程命令の文との異なりには次のようなことがある。二人称主格の命令文は、達成命令の文の場合と同様、当該の事態が常に行為者である聞き手にとって望ましい事態であるとは限らず、また常に達成に困難を伴う事態であるとは限らない。

【22】(刑事が犯人に)事件があった日、何をしていたか思い出せ。

【22】のように、「励まし」「叱咤」といったニュアンスを常に帯びることはない¹⁶⁾。

5.3 非自己制御性

ここでは一人称主格をとる命令文において、述語動詞が非自己制御性を有する動詞の場合について検討する。非自己制御性を有する動詞は、動きの発生、過程、達成を全く自分の意志で制御できない動詞であるため、仁田の命令文成立の条件の〔Ⅱ, b〕を充足させておらず、必然的に命令になりえない。非自己制御性を有する動詞には、非人間(三人称)を動きの主體にとる「降る」「荒れる」「曇る」といった動詞があるが、このような動詞が命令形となると以下のように「願望」を表す文となる。

【23】雨降れ。

【24】海荒れろ。

では、こういった非自己制御性を有する動詞の命令形は、一人称主格をとることができるだろうか。作例ではあるが、以下のような発話は容認できると思われる¹⁷⁾。

【25】宝くじに当選しろ、おれ。

【26】天候に恵まれろ、おれ。

【25】の「(宝くじに) 当選する」【26】の「(天候に) 恵まれる」といった動詞(受身動詞)は、動きの達成だけでなく、「宝くじに当選するよう努める」「天候に恵まれるように努める」といった動き達成への企てをも、自分の意志で制御できない動詞である。この一人称主格の場合も三人称と同様、命令とは解釈できず、「願望」を表す文となる。

ただ、三人称主格をとる命令形の文とは異なり、

【27】花子(好きな女性)に告白されろ、おれ。

【27】のような一人称主格をとる命令形の文は、「好きな女性に告白される」といった動きの達成は自己制御的ではないが、「(身なりを整えて・好かれるようなことをして)好きな女性に告白されるよう努める」などのように達成への過程が努力すべきものとして自己制御の中に引き上げられた場合に「過程命令」として解釈できることがある。このような場合は、5.2の一人称主格をとる過程命令の文と同様に「励まし」「叱咤」といったニュアンスを帯びる。

ただ、一人称主格をとる非自己制御性を有する動詞の命令形の文は、達成命令や過程命令の場合と異なり、命令文の主格を一人称主格とするための【14】のよ

うな条件は存在しない。それは、非自己制御性を有する動詞の動きは、そもそも話し手の意志によって制御できないものであり、その点において動きの達成について十分困難さを伴っているからである。

以上から、非自己制御性を有する動詞の場合、どのような動詞であっても一人称主格をとることが可能であり、その場合「願望」もしくは「過程命令」を表し、「過程命令」の場合は「励まし」「叱咤」といったニュアンスを帯びる¹⁸⁾と結論づけられる。

二人称主格をとる非自己制御性を有する動詞の命令形の文の場合も、一人称主格の場合と大きな異なりはない。二人称主格の場合も、どのような動詞であっても二人称主格をとることが可能であり、その場合「願望」もしくは「過程命令」を表す。しかし、二人称主格の命令形の文の場合、

【28】もっと困れ！

【29】？宝くじに当選しろ、おまえ！

「願望」を表す文であっても、【28】のような達成される事態が聞き手にとって望ましくないような「負の願望」は表すことができるが、【29】のような達成される事態が聞き手にとって望ましい「正の願望」¹⁹⁾は表すことはできない²⁰⁾。この点については、「負の願望」を表しにくい一人称主格の場合と異なる。

また「過程命令」を表す場合であっても、一人称主格とは異なり、当該の事態の実現が常に聞き手にとって望ましいものであるとは限らないので、【30】の「殺される」のような聞き手にとって事態実現が望ましくない場合は、「励まし」「叱咤」といったニュアンスを帯びることは

ない。

【30】あなたに殺される覚えなんてまったくないんだがね。「お前みたいな美形の限界ギリギリの血を飲んで、さらに美しくなるためだ。だから、大人しく殺される———！」

<http://www.geocities.jp/tomoon607/ss3.html>『YOUの保管庫』

5.4 事態が実現不可能である場合

最後に、動詞の命令形が示す事態が、発話時において実現不可能な場合をみておく。

【31】解析学を落とすという結構ヤバい状況。練習問題やとけよ俺…落としてしまったものは仕方ないので、来年頑張ります。専門は極力取れてますように

<http://www6.atwiki.jp/black-rust/pages/46.html>『さびれた実験場』

上記の【31】は、動きの達成という点で、通常の命令文とは異なる。【31】の話し手が動きの達成を希望する事態は「(話し手が)練習問題を(試験の前に)やっておく」ことであるが、発話時に相反する事態「練習問題を(試験の前に)やっておかなかった」が成立しているため、発話時点では実現不可能な事態である。このような実現可能性のない(潜在的に可能でない)事態を表す文において、一人称主格が立ち、動詞命令形があらわれることがある。

この【31】のような文は、動きの発生、過程、達成を全く自分の意志で制御できないといった点において、5.3の非自己制御性の動詞の場合と同じであり、仁田の命令文成立の条件の〔II, b〕を充足さ

せておらず、必然的に命令になりえない。しかし、【31】の文は、「願望」にもなりえない。それは、【31】では発話時において話し手が実現を希望する事態と相反する事態が起きていることから、発話時における事態の実現可能性がなく、実現不可能なことを願望するといったことがないためである。(この点において【31】は【Ⅲ】の条件を充足させていない)²¹⁾

このような文はどういった意味や表現効果を表すのであろうか。この種の発話は、話し手がその動きの達成を望んでいた事態が、全く制御不可能となり、実現の可能性がなくなったことを示しており、またそういったことに対する話し手の「不満」「遺憾」といった「負の態度」を表していると考えられる。命令や願望を表さないこの種の発話は、常に「不満」「遺憾」といったニュアンスが生じる²²⁾。

この実現不可能な事態を表す一人称主格をとる命令形の文も、5.3の非自己制御性を有する動詞の場合と同じく、主格を一人称主格とするための【14】のような条件は、存在しない。それは、実現不可能な事態こそが、他のどのような事態よりも、動きの達成についての困難さを伴っているからであると考えられる。

この場合は、主格の人称が二人称であっても、一人称であっても、異なりはない。

【32】(練習問題を試験前にやらなかった学生に対して)

おまえ練習問題やっつけよ。

【31】と同じ状況の発話を【32】のように二人称主格をとった発話に変えても成り立ち、その際話し手の「不満」「遺憾」といった「負の態度」を表す発話となる。ま

た、二人称主格とするための条件も存在しない。

6. まとめ

以上、本稿では一人称主格をとる命令文について、その成立条件や表現効果について、動詞の語彙的意味の性質の異なりに注目し考察を行った²³⁾。考察の結果をまとめると以下の表になる。

【表1】

動詞のタイプ	1人称主格をとるか	1人称主格をとる条件	表現効果
達成	○	有	励まし・叱咤
過程	○	有	励まし・叱咤
非自己制御性	○	無	願望
実現不可能	○	無	不満・遺憾

考察の結果、述語動詞がどのようなタイプであっても(達成、過程、非自己制御性の動詞の意味のタイプの異なりに関係なく)一人称主格があらわれること、少なくとも話し手の意志で動きの達成や達成への企てが制御できる動詞(達成・過程)については「動詞で示される動きの達成に困難が伴わなければならない」といった一人称主格があらわれるための条件が存在し、逆に動きについて全く制御できない動詞や事態にはそのような条件がないことが明かとなった²⁴⁾。

また表現効果については、達成・過程を有する動詞の場合には常に「励まし」「叱咤」といった意味が生じ、非自己制御性を有する動詞の場合には「願望」の意味が生じ、実現不可能な事態の場合には「不満」「遺憾」といった意味が生じることが明かとなった²⁵⁾。

さらに、それぞれのケースにおいて、二人称主格をとる命令文との異なりについても考察を行った。

【注】

- 1) 本稿では、「主格」を「事態の主体を表す」といった意味的側面から規定した用語として用いる。その点においては、本稿で扱う用例の主格は一人称であり、明示的にあらわれる「俺」といった一人称名詞は主格を表していると考えられる（もちろん、形態論的、構文論的な側面も含めて考えると、本稿で扱う用例の一人称名詞が主格であるのか呼び掛けの対象を表す呼格であるのかといったことは容易に判断できるものではない）。
- 2) 命令を「話し手の聞き手への行為要請」と規定した場合、本稿が扱う一人称主格をとる命令文は、話し手と別人格である聞き手は存在しないため、純粋な意味での聞き手への行為要請に成り得ない。本稿では、一人称主格をとる命令文における聞き手は、話し手が擬似的に自己を分裂させ話し手自身を聞き手としたものと仮定し、「話し手の話し手が演じる聞き手への行為要請」についても便宜的に命令文と呼称する。
- 3) 本稿では「しろ」「食べろ」といった動詞命令形のみを考察対象とする（否定命令形についても考察対象であるが、本稿においては肯定命令形との差異は命ぜられる事態の肯否の差であるため、用例は主に肯定命令形を扱う。肯定命令形との異なりが生じる場合などは適宜説明を加えることとする）。また「している」のようなアスペクト形式や「される」といった受身形式の命令形態も考察の対象とする。ただ、「する」「した」「こと」などによる命令文については扱わない。扱わない理由の1つとして、「さっさと勉強する、俺」「さあ、帰った、帰った、俺」「すぐに勉強すること、俺」といった実例を見いだしがたいことがあげられる。
- 4) 厳密に言えば一人称主格をとる命令文にも、話し手が擬似的に自己を分裂させた「聞き手」が存在し、聞き手に関する条件が成立している。ただ、聞き手が話し手とは別人格ではないという点において、二人称の聞き手とは性質が大きく異なり、同じように条件が成立しているとは考えにくく、条件が問題にならないとは言えないまでも、ある種の条件の逸脱性があると思われる。
- 5) 動詞の自己制御性とは、仁田（1988）（1991）が「動きの発生・過程・達成を、動きの主体が自分の意志でもって制御できる」といった性質」と規定する動詞の意味的な特性のことである。仁田はこの特性から命令文を「達成命令」「過程命令」、命令にならない「非自己制御性」に分けている。本稿でもこの分類に従って考察を行っていく。
- 6) 「走る」といった動詞であれば、片足をあげ、足を交互に動かし、さらにすばやく動かして移動する（動きの達成・成立）、といった一連の動きすべてを自分の意志でもって制御できる。こういった性質を有する動詞が「達成の自己制御性」の性質を有する動詞である。
- 7) 「落ち着く」といった動詞であれば、話し手の意志でもって自由に「落ち着いたり、落ち着かなかったり」することは不可能であり、自分の意志でもって

「落ち着く」といった動きの達成を制御できない。しかし、「深呼吸をする」などの「落ち着く」ための努力や企て（落ち着くための過程）については制御可能である。こういった性質を有する動詞が「過程の自己制御性」の性質を有する動詞である。

- 8)【8】の用例は「告白しろ!お前」とも解釈できる。この解釈のように、話し手が擬似的に自己を分裂させ話し手自身を聞き手とする命令文は、一人称名詞だけでなく、「お前」「太郎(自分の名前)」といった一人称名詞以外の名詞があらわれることがある。これらは、一人称主格としても二人称主格としても解釈ができる多義的な例である。このような多義的な例をどのように扱うかは今後の課題としたい。
- 9)【11】【12】の発話が容認できたとしても、当該の事態の達成が困難さを伴うものであるといった解釈となり、「励まし」や「叱咤」といったニュアンスを帯びる。
- 10)【13】は「24時間」という副詞がなくとも、文脈や状況から当該の動きの達成が困難であることが解釈できれば容認可能となる。この場合、条件となるのは副詞や動詞句の存在ではなく、動きの達成が困難であることが解釈できる状況や文脈である。
- 11) この場合、動きの達成が困難と考えるのは話し手であって、社会通念的に困難と考えられる事態であっても話し手が困難と捉えない場合はあてはまらない。逆に、社会通念的に容易と考えられる事態であっても、話し手がその達成に何らかの困難さを大なり

小なり認めただけの場合は、これにあてはまる。また困難さには程度性があり、「(二日酔いで出勤しなければならぬ状況で)頑張れ、わたし」と発話する場合は、いつもよりも多少元気を出す必要があるといった程度の困難さであると考えられる。本稿では、上記のような例は、困難さが無いとは考えず、少なからず困難さが存在すると考える。

- 12) 発話時において、達成を希望する事態と相反する事態が起きている場合(例えば、【9】や【10】のように「勉強していない」「おとなしくしていない」といった事態が起きている場合)、表現効果としては「励まし」より「叱咤」のニュアンスとなりやすい。
- 13) この種の発話が容認可能となるためには、当該の事態の達成が困難を伴うといった読みだけでなく、当該の事態の実現が話し手にとって望ましい(必要)といった読みも必要である。
- 14) 過程の自己制御性を有する文が、達成の自己制御性を有する文と異なり、【13】のようにことさら動きの達成が困難である文脈にしなくとも容認可能である要因として、動詞の語彙的な性質が異なることも考えられる。過程の自己制御性を有する動詞は、動きの達成までを制御できないという点で、動きの達成までを制御できる事態と比べて動き達成の困難さが異なり、そういった異なりが一人称主格をとる命令文の容認性に影響していると考えられる。
- 15) この場合も達成命令と同様に、達成を希望する事態と相反する事態が起きている場合(例えば、【19】のように「思

い出せていない」といった事態が起きている場合)、表現効果としては「励まし」より「叱咤」のニュアンスとなりやすい。

16)「しっかりしろ」「落ち着け」といった動詞の場合、相手にとって社会通念的に見て、都合のよい・望ましい動きであるため、「歩く」「走る」といった達成の自己制御性の動詞と比べて、二人称主格の文であっても「励まし」「叱咤」といったニュアンスを帯びやすいといったことはありえるだろう。

17)【25】【26】は作例であるが、一人称主格をとる非自己制御性を有する動詞の命令形の実例がないわけではなく、査読者より次のような実例をご教示いただいた。「きっと今日これ相応の良いことが俺に起こるはずだ。報われろ俺」<http://ameblo.jp/yuzukiameba/day-20111029.html>『レクレンズユズキオフィシャルブログ』

18)「先生にもっと叱られる、おれ」といった過程命令の場合、「先生に叱られる」といった事態は、社会通念的に見て望ましくない事態であるため、一見「叱咤」といったニュアンスを帯びないように思われる。しかし一人称主格をとる命令文の場合、当該事態は常に話し手にとって望ましい事態であり、この場合も「叱られることでさらに強くなる」「叱られて成長する」のような「先生に叱られる」ことが望ましいものとして解釈できるように思われる。そのように解釈した場合、「叱咤」といったニュアンスを帯びると考えられる。

19) 仁田(1991)は、相手にとって都合の

良くない・望ましくない・マイナス評価の動きを話し手が望むといった命令の用法を「呪い」「負の願望」と呼称している。本稿もこれにならって「負の願望」と呼称する。相手にとって都合の良い・望ましい・プラス評価の動きを望む場合は、通常「願望」と呼称するが、「負の願望」と対立する概念として明示するために便宜的にそのような場合を「正の願望」と呼称する。

20)【29】は「(宝くじを1000枚や2000枚買ってでも、当選の確率をあげて)宝くじが当たるよう努める」などの読み込みをすれば、達成への過程が努力すべきものとして自己制御の中に引き上げられ「過程命令」としての解釈はできる。この発話が容認される場合は、「過程命令」としてであって、聞き手へ達成への努力を求めない「正の願望」としての解釈は難しいように思われる。

21) 話し手が希望する事態と相反する事態が発話時に成立している、つまり仁田の[Ⅲ]の条件を逸脱している場合であっても、否定命令形(禁止)であれば成立することがある。(例えば発話時に「動かない」、「あせらない」ことを希望していて、発話時にすでに「動いている」「動く」、「あせている」「あせる」という事態が成立している場合)これは、すでに実行している行為をやめるように命じる阻止的な禁止といわれる用法である。阻止的な禁止の場合は、達成を希望する事態は、実現不可能な事態とはならない。「動かないこと」であれば動きの成立、達成まで制御可能な事態となり、「達成命令」と解

積される。「あせらないこと」であれば達成への過程については制御可能な事態（あせることをこれ以上続けないうよう努力すること）となり、「過程命令」と解釈される。（つまり阻止的な禁止は5.1の達成命令、5.2の過程命令と同じ扱いとなる）ただし、「あの時動くな（あせるな）よお、おれ」のように、発話時から離れた過去の事態について言及する場合は、事態は実現不可能なままであり、5.4の事態が実現不可能である場合と同じ扱いとなる。

22)【31】の動詞「(練習問題を)しておく」は結合形(補助動詞との結合によって形成される文法形態)であるが、この場合「(試験の前に)練習問題やれよ俺」のように動詞命令形としても同様の解釈になると思われる。

23) 本稿で考察した動詞命令形以外では、「立つんだ、おれ」のような「のだ」文の命令的用法においても一人称主格をとることが可能であり、「のだ」文は本稿の考察の射程に入りうる。詳細な分析は今後の課題とするが、見通しとして次のようなことがいえる。当該の動きの達成に何ら困難を伴わない状況で「立つんだ、おれ」といった発話は容認されないことから、「のだ」文においても述語動詞が達成や過程の自己制御性を有する動詞の場合「動詞で示される動きの達成に困難が伴わなければならない」といった一人称主格があらわれるための条件が存在すると思われる。ただ、「のだ」文の命令的用法を用いて、「天候に恵まれるんだ、おれ」「あのときに練習問題やっておくんだ、おれ」といった「願望」「不満」を表すこと

は難しいと思われる。この点において、動詞命令形による一人称主格の文とは異なる。

24)「達成命令」と「過程命令」については成立要件や表現効果が同じであり共通性は高いが、事態の達成についての困難さが異なるため(過程命令によって表される事態は、動きの達成については自己制御性がないという点において、達成命令によって表される事態と比べて事態成立の困難さが高い)、別々に分類し記述を行った。また「落ち着く」「しっかりする」「自信を持つ」「元気を出す」といった過程の自己制御性を有する動詞は、事態達成の困難さを示す明確な文脈がなくとも一人称主格の命令文として容認されやすいといった点において、達成の自己制御性を有する動詞と異なりもあるため、あえて別々に分類した。

25) 本稿で主に取り扱ったのは動詞命令形であるが、「するな」「食べるな」といった動詞の否定命令形(禁止)の場合も、動詞で示される動きが否定事態(しないこと)となるだけで基本的に同じ結論となる。具体的には、述語動詞がどのようなタイプであっても一人称主格があらわれ、「達成命令」・「過程命令」の場合は「否定事態の達成に困難が伴わなければならない」といった一人称主格があらわれるための条件が存在し、逆に動きについて全く制御できない動詞や事態にはそのような条件がない、となる。

【参考文献】

安達太郎(2002)「命令・依頼のモダリ

- ティ』『モダリティ』pp.42-77. 東京：くろしお出版
- 今井邦彦(2001)『語用論への招待』東京：大修館書店
- 城田俊(1998)『日本語形態論』東京：ひつじ書房
- 中崎崇(2003)「命令形式と終助詞「ヨ」」『STUDIUM』31号, pp.28-39. 大阪外国語大学大学院
- 中崎崇(2005)「終助詞「ヨ」の機能に関する一考察」『語用論研究』7号, pp.75-91. 日本語用論学会
- 中崎崇(2007)「命令形式と終助詞「ヨ」その2」『STUDIUM』34号, pp.70-83. 大阪外国語大学大学院
- 仁田義雄(1988)「意志動詞と無意志動詞」『月刊言語』Vol.17 No.5, pp.34-37. 東京：大修館書店
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』東京：ひつじ書房
- 白川博之(1993)「『働きかけ』『問いかけ』の文と終助詞『よ』の機能」『日本語教育学科紀要』3号, pp.7-14. 広島大学教育学部
- Sperber, Dan and Deirdre Wilson. 1995. *Relevance: Communication and Cognition*. Oxford: Blackwell. (内田聖二、中達俊明、宋 南先、田中圭子訳(1999)『関連性理論—伝達と認知—』第2版 東京：研究社)

【付記】

投稿の段階で、匿名の査読者から有益で建設的なご意見を頂いた。記して心より感謝申し上げる。

(京都橘大学)

◇表現研究関係文献紹介

小林千草著『伊達正宗、最期の日々』(講談社現代新書、平成22年7月刊、¥760+) 書名からは、なぜこの欄で紹介するのか、疑問の向きもあるかもしれない。著者の小林氏は国語学者であるとともに、知る人ぞ知る、歴史小説家でもある。ならば、この本も創作なのでは…と思ったとしても無理はない。

しかしこれは、伊達正宗の臨終期を記録した、小姓の一人である木村右衛門の『覚書』に添って、正宗自身と、彼に関わった人々とのやりとりを表現論的に分析・解説したものなのである。

著者は「はじめに」で、「ことばは、こちらさえ素直に原文に対していけば、書き留めた者の心理、そこに登場するさまざまな会話の背景や深層まで映し出してくれる」と語る。この中の「素直」を文字どおり素直に受け取ってはならない。当時の言葉の意味・用法を正確に把握してということである。実際、本文中でも、注においても、その頃の文献の類例を数多く挙げて検討し、現代語からの安易な誤読を戒めている。

そのうえで、死が間近に迫った正宗の覚悟と準備、周囲の人々の配慮と介護の様子を、『覚書』の記述から浮かび上がらせる。死に際だからこそ、主従や親子の關係の濃密さと潔さが惻々と胸に迫ってくる。そこには、母親の死という、著者自身の体験との重ね合わせがあるのかもしれない。

文学でも歴史学でもない、表現研究のケーススタディの一つのあり方を示すものとして、一読を勧めたい。

(半沢幹一)